

社会福祉法人敬信会役員報酬規定 及び、費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人敬信会役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の額ならびにその支給方法については、この規則の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬（以下「報酬」という。）の額は、原則として無報酬とするが、理事長が必要と決めた場合は、勤務1日につき10000円を越えない範囲に於いて、理事長が定める。

(役員を兼ねる者の特例)

第3条 施設職員で敬信会の役員を兼ねる者に対しては、敬信会役員としての報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条

- ・役員が業務のため旅行をしたときは、費用を弁償することができる。
- ・費用弁償の額は、施設職員等の旅費に関する規程を準用する。

(旅行命令)

第5条 役員の旅行は旅行命令によるほか、会議招集権の発する召集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規則に定めるものを除くほか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

附則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。